

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月11日 11時15分ごろ
発生場所	長崎県長崎市高島北北西方沖 伊王島灯台から真方位199°4,200m付近 （概位 北緯32°40.7′ 東経129°44.8′）
事故の概要	プレジャーボート ^{まきえい} 牧栄丸は、南南西進中、また、プレジャーボート第三すず丸は、漂泊中、両船が衝突した。 牧栄丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、第三すず丸は、左舷船尾部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 牧栄丸、5トン未満 292-45587長崎、個人所有 8.44m (Lr) × 2.15m × 0.69m、FRP ディーゼル機関、129.00kW、平成13年7月 B プレジャーボート 第三すず丸、5トン未満 292-30873長崎、個人所有 4.96m (Lr) × 1.45m × 0.64m、FRP ガソリン機関、14.70kW、昭和63年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年11月5日 免許証交付日 平成24年8月9日 （平成29年8月13日まで有効） B 船長B 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年12月1日 免許証交付日 平成27年7月30日 （平成32年10月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷

	B 左舷船尾部外板に破口、船外機に濡損（全損）
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穩、潮汐 上げ潮の初期、潮流 北西流約0.5ノット (kn)</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、バッテリー充電の目的で、操縦席に腰を掛けて、GPSプロッター及び0.5海里（M）レンジとしたレーダーを作動させ、長崎市伊王島北西方沖で針路を同市端島沖に定め、約11knの速力（対地速力、以下同じ。）で伊王島西方沖を手動操舵により南南西進した。</p> <p>船長Aは、伊王島南南西方沖の外ノ平瀬を通過する頃、その周辺に5～6隻のプレジャーボートを視認した後、船首方を確認した際、他船を見掛けず、レーダー画面にも船影が映っていなかったため、前路に他船はいないものと思い、航行を続けた。</p> <p>A船は、操縦席の左舷側の前面に置いていた携帯電話が横からの波による船体動揺で床に落ちたので、船長Aが、拾い上げて携帯電話の画面を見ながら作動を確認していたところ、平成28年2月11日11時15分ごろ高島北北西方沖で軽い衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、前方を見たところ、A船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突し、B船が左舷船尾から浸水し始めたので、B船の船上にいた乗船者2人をA船に引き上げ、周囲に浮遊していたB船の釣り道具等を回収した後、118番通報した。</p> <p>A船は、自力航行でA船の係留場所に戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、高島北方沖において、機関を停止して船首からシーアンカーを入れ、船首を南東方に向けて漂泊し、流し釣りを始めた。</p> <p>B船は、船長Bが右舷船尾部で、同乗者Bが右舷船首部で、それぞれクーラーボックスに腰を掛け、右舷方を向いて釣りをを行い、船長Bが、時々周囲の見張りを行っていたが、周囲に他船を見掛けず、釣りに夢中になっていたところ、機関音が聞こえたので、立ち上がって左舷方を振り向いた際、至近に迫ったA船を認めたものの、どうすることもできず、両船が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが、同乗者Bと共にA船に移乗して118番通報し、来援した巡視艇に移乗した後、浸水して転覆し、巡視艇により長崎市の船だまりにえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、B船が、甲板上に構造物のない小型船だったので、B船に気付かなかったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>A船は、約11knの速力で航行した際、船首の浮上はなかった。</p> <p>B船は、潮流により高島北方沖から北西方に約600m流されては潮上りを繰り返し、本事故当時は4回目の流し釣り中であつた。</p>

	船長B及び同乗者Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、船長Aが、高島北北西方沖を南南西進中、船首方に他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、船体動揺で床に落ちた携帯電話の画面を見ながら作動を確認して船首方の見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、外ノ平瀬を通過した後、船首方を確認した際、B船がレーダー画面外にいたので船影が映っておらず、また、B船が甲板上に構造物のない小型船であったことから、B船に気付かず、前路に他船はいないと思ったものと考えられる。 B船は、高島北北西方沖で、船首からシーアンカーを投入し、船首を南東方に向け、釣りをして漂流中、船長Bが、魚釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、高島北北西方沖において、A船が南南西進中、B船が釣りをして漂流中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、船体動揺で床に落ちた携帯電話の画面を見ながら作動を確認して船首方の見張りを行っていなかったため、前路で漂流中のB船に気付かず航行し、また、船長Bが、魚釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったため、接近するA船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時、適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

